

◎卒業後の進路先について ～就労継続支援A型～

障害者自立支援法の日中活動の場として、以下の6つの事業（サービス）があり、1ないしは複数の事業を選択して利用することが可能です。今回は、その中から、新しい就労の形態である「就労継続支援A型」の具体例を、新聞記事で紹介します。

サービス名	主たる利用対象者像	サービス内容	
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者。	主として昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを利用する。	
生活介護	地域や入所施設で、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者。	主として昼間に、入浴、排泄または食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供等を利用する。	
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。	有期限のプログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練等を利用する。	
就労移行支援	一般就労を希望し、知識・技能の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者。	有期限のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用する。	
就労継続支援	A型（雇用型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な障害者。	利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動やその他の活動を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用する。
	B型（非雇用型）	就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待できる障害者。	一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会の提供を受け、雇用への移行支援等のサービスを利用する。
地域活動支援	障害者。	創作的活動や生産活動の機会の提供を受けるとともに、社会との交流の促進を行う。	

障害者の自立を目指し業務を開始した「トモニー・きずな」の作業場 岡山市中原

岡山「トモニー・きずな」業務開始

障害者を雇用し、社会的な自立を支援する株式会社「トモニー・きずな」が岡山市祇園地先の総合医療福祉施設・旭川荘内に設立され、今月初め、業務を開始した。企業経営のノウハウを取り入れた安定的な運営を図り、障害者の賃金アップも目指す。（河本英）

障害者雇用へ株式会社

雇用契約を交わして就労する障害者自立支援法の「就労継続支援A型」事業の指定を受けるとともに、旭川荘関係者が出資し会社化。県障害福祉課によると、A型事業者の指定は県内九件目、株式会社は初めてという。同社によると、主な業務は岡山市中原に新設した作業場で、旭川荘で使ったタオル、ナプキンの洗濯、折り畳み作業をするほか、県立おかやま福祉の郷（同市平田）での清掃や草取りを請け負う。週五日（四十時間）以内で知的、精神、身体障害者十五人程度を雇用。社員の一部は既に勤務している。

賃金の目標は月平均三万四千円。県内の授産施設などの平均工賃（二〇〇六年度）は月額一万七千五百円にとどまっておられ、実現すれば約三倍となる。社名には「ともに生きる」の理念が込められており、同社は「就労すれば社会の一員としての自信が生まれ、仲間もできる。障害の程度によって弾力的な就業形態を目指しており、企業などで働ける知識、能力が身に付くよう尽力したい」としている。

問い合わせはトモニー・きずな（086-275-4025）。

企業経営ノウハウ **運営安定、賃金アップ**

（山陽新聞 平成20年5月24日）

（山陽新聞 平成20年5月24日）